

医療費の自己負担限度額区分一覧表(70歳未満)

自己負担限度額とは、被保険者ごとに、暦月を単位とし、病院、診療所、薬局ごとに支払う医療費の上限額のことです。

所得区分	年間所得額 (※1)	自己負担限度額 (※2)		多数該当月額上限 (※3)
		月額上限	年間上限	
ア (※4)	901万円を超える	270,300円＋(医療費－901,000円)×1%	1,680,000円	140,100円
イ	600万円を超えて 901万円以下	179,100円＋(医療費－597,000円)×1%	1,110,000円	93,000円
ウ	210万円を超えて 600万円以下	85,800円＋(医療費－286,000円)×1%	530,000円	44,400円
エ	210万円以下	61,500円	530,000円	44,400円
オ	住民税非課税	36,900円	290,000円	24,600円

※1 … 前年の総所得額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(43万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰り越し控除額は控除しない)

※2 … 同じ病院等であっても入院と外来は別です。ただし、同一の月に一部負担金の額が21,000円以上となる療養を複数受けた場合には、当該一部負担金等の合算額から自己負担限度額を控除した額の支給申請ができます。

※3 … 過去12ヶ月以内(診療当月を含む)に3回以上高額療養費が支給されている場合の、4回目以降の負担額

※4 … 世帯主及び諫早市国保に加入している世帯員の中に、住民税未申告者がいる場合も含む

入院時の食事代(1食あたり) ※一部負担金には含まれません

区分	令和6年6月1日から	令和7年4月1日から	令和8年6月1日から
ア～エ	490円	510円	550円
オ	(入院90日目まで) 230円	(入院90日目まで) 240円	(入院90日目まで) 270円
	(入院91日目以降) 180円	(入院91日目以降) 190円	(入院91日目以降) 220円

※区分オでの過去1年間の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院該当の申請をすることで食事代が安くなります。

～マイナ保険証をご利用ください～

マイナ保険証を利用すると、限度額認定証がなくても
高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。